

## やまがた未来くるエネルギー補助金 Q&A

(令和6年3月1日)

### 【共通】

Q1 交付申請から交付決定までにかかる期間はどれくらいですか。(蓄電池設備(非FIT型及びFIT型)以外)

概ね3週間です。

Q2 交付要綱第3条第5項(2)の、「山形県の他の補助金」とは何ですか。

「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」(太陽光・蓄電池は併用不可)や「住宅リフォーム総合支援事業」(市町村が窓口)など、対象設備を同じくする県の補助金(県の予算で団体等が執行するものを含む)が該当します。

なお、補助金の対象となる設備が異なれば、双方の補助金について対象となります。

Q3 対象設備について、「山形県内に事業所を有する事業者から購入すること」とありますが、事業所を有する事業者とは具体的にどのようなことですか。

ここでの事業所とは、顧客の開拓から契約の締結までの営業活動を行っている拠点をいい、こうした営業活動の拠点を山形県内に有する事業者が該当します。本店、支店、支社、営業所等の名称は問いません。

なお、製品の製造のみ行っている工場は該当しません。

Q4 山形県内に事業所を有する事業者から対象設備を購入しましたが、契約書上は当該事業者の本社との契約になり、本社住所が県外となっています。追加で必要な書類はありますか。

県内に事業所を有する事業者であれば、契約書に県外の本社等の住所が記載されていても差し支えありません。

この場合、県において、県内に事業所があることを容易に確認できる場合は追加の書類提出は必要ありませんが、確認できない場合は、県内に事業所を有することを確認するために必要な書類の提出を求める場合があります。

Q5 同居していない家族(親族)のために補助対象設備を購入し、家族(親族)が居住する住宅に設置する場合、補助の対象になりますか。

補助金の申請者は、山形県内に住宅を有する(又は有する予定の)方で、自ら使用する住宅の為に設置することを要件としており、申請者が居住しない住宅への設置は補助の対象となりません。

なお、勤務先の都合等で一時的に単身赴任中の方が、山形県内の家族が居住する住居へ設置する場合は対象となります。

Q6 現地調査はいつ実施されますか。

実績報告書に現地調査の希望日を記載していただきます。環境ネットやまがたに提出後、提出書類の確認・現地調査の実施をしますので、提出日から3週間以降の平日をご記入ください。

希望日に実施できるように努めますが、希望に添えない場合がございます。手続代行業者を通じ、早めにご案内するように致しますので、ご容赦ください。

### 【蓄電池設備（非FIT型・FIT型）】

Q1 今年度、蓄電池への補助はありますか。

県では、蓄電池設備に対し次の2つの場合に補助金を交付します。

#### ① 蓄電池設備と太陽光発電設備を同時導入する場合【非FIT型】

- ・補助率:初期実効容量のキロワットアワー当たり7万円又は 1/3 のいずれか低い額
- ・上限:35 万円
- ・申請方法:「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランの申請後、令和6年3月1日～令和6年7月1日までに事前申込書提出  
※申込多数の場合、抽選を行います。(当選された方には連絡が届きます)  
申込受理決定通知を受けた方は、設置工事及び電力受給開始後に交付申請書を提出)

#### ② 蓄電池設備と太陽光発電設備を同時導入する場合【FIT型】

- ・補助率:初期実効容量のキロワットアワー当たり3万円又は 1/3 のいずれか低い額
- ・上限:15 万円
- ・申請方法:FIT 認定の申請後、令和6年3月1日～令和6年7月1日事前申込書提出  
※申込多数の場合、抽選を行います。(当選された方には連絡が届きます)  
申込受理決定通知を受けた方は、設置工事及び電力受給開始後に交付申請書を提出

Q2 蓄電池設備【非FIT型】の要件にある「山形県県民みんなで地産地消電力買取プラン」とはなんですか。

県では、再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、固定価格買取制度(FIT)等に寄らない自家消費を前提とした太陽光発電設備を導入された方に向け、県内の小売電気事業者が実施している余剰電力買取プランを紹介しています。登録プランの詳細については、県HPを確認ください。

なお、手続きの概要については以下の流れとなっております。

《参考：山形県県民みんなで地産地消電力買取プランの主な流れ》

①買取プランへの申込(申請者→小売電気事業者) ※事前申込添付書類

↓

②系統連携承諾書(工事事業者→小売電気事業者)

↓

③余剰電力買取開始通知(小売電気事業者→申請者) ※実績報告書添付書類

Q3 太陽光発電設備が既に設置されている住宅が太陽光発電設備を増設し、蓄電池設備を設置する場合は、補助の対象になりますか。

蓄電池設備(非FIT型及びFIT型)は、太陽光発電設備の「新規導入」を要件としており、発電設備を増設する場合は補助の対象となりません。

Q4 補助金額はどのようにして算出しますか。

算定においては、国等の補助事業の執行団体(一般社団法人環境創造イニシアチブ(略称SII))に登録された製品情報のうち、初期実効容量(kWh単位の小数点以下第1位未満を切捨て)に7万円(非FIT型)・3万円(FIT型)を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は補助対象経費の1/3のいずれか低い額を用います。上限は、非FIT型は35万円、FIT型は15万円です。

Q5 太陽光発電設備の工事を開始してしまいましたが、蓄電池設備補助金の事前申込はできますか。

蓄電池設備の工事を令和5年4月1日以降に着工し、令和7年1月31日までに事業完了(電力会社との電力受給開始)するものであれば、事前申込ができます。

Q6 交付要綱第3条第5項(3)の、「国等の補助制度」とは何ですか。

#### 【蓄電池設備】

令和6年度において、「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」経済産業省・国土交通省連携事業)など、対象設備を同じくする国の補助金(国予算で団体等が執行するものを含む)が該当します。

Q7 補助対象となる国内メーカー(国外メーカーの日本法人を除く。)の製品とは。また、補助対象とならない海外メーカーの製品とは。

過去の補助事業で申請実績のあった国内メーカー及び補助対象としない海外メーカーの一例は下記のとおりです。

あくまで一例ですので、申請の際は国内メーカー製品であることをお確かめください。

**【申請実績のあった国内メーカー例】**

ニチコン、シャープ、京セラ、パナソニック、オムロン、長州産業、ダイヤゼブラ電機 等

**【補助対象としない海外メーカー例】**

ハンファQセルズ、デルタ電子、カナディアンソーラー、テスラ 等

**【木質バイオマス燃焼機器】**

Q1 新築の家に薪ストーブを取り付ける予定です。住宅建設工事は着工してしまいましたが、補助金の交付申請はできますか。

住宅建設工事は着工については県への交付申請前であっても差し支えありませんが、薪ストーブなど補助金の対象となる設備に関する工事(煙突など付属の機器の取り付け工事も含みます)の着工は、交付決定後でなければなりません。

Q2 現在、ペレットストーブを設置していますが、薪ストーブに更新する予定です。補助対象となりますか。

ペレットストーブと薪ストーブは同一の補助対象設備(木質バイオマス燃焼機器)とみなします。したがって、この場合は「更新」にあたり、補助の対象とはなりません。

Q3 申請者自身が補助対象設備を用意する場合などに、交付申請前に材料を購入し、補助対象経費の資料として、見積書の代わりに領収書を用いて補助金の申請はできますか。

交付申請を行い、交付決定を経た後に事業着手が可能になるところ、交付決定前の補助対象設備の購入は事業の事前着手に該当しますので、補助を利用するにあたっては、事前購入など補助対象経費の支払、決済は行わないでください。

Q4 設置業者との契約金額が20万円を超えれば補助要件を満たしますか。

補助対象経費は機器の設置に直接必要な経費であり、例えば設備の保険料や各種個別サービス、同時購入した燃料、補助手続代行料など、一部経費は対象になりません。

補助対象経費が20万円を超えるものとして申請しようとしたものの、内容を審査した結果、20万円以下になってしまう場合も想定されますので、経費についてはあらかじめよく確認して申請してください。

なお、木質バイオマス燃焼機器は補助対象経費が「20万円を超えるもの」が対象であり、20万円ちょうどのものは対象になりません。

また、交付決定があっても、施工後の補助対象経費の実績額が20万円を超えなくなっ

た場合は補助金の交付ができませんので、注意してください。

Q5 別記様式に記載する「設置場所」とは何ですか。

今回設置する木質バイオマス燃焼機器(ストーブ)が、建物内のどの場所に設置されたかを確認しますので、階数、場所、その建物内で何台目の設置かをご記入ください。その際、「場所」には、どこに設置されたか特定が可能な場所名をご記入ください。

例 北側フロア、給湯室、共用部分、台所、リビング 等

Q6 交付要綱第3条第4項(1)の、薪又はチップを燃料とするストーブに関する承認はどのように確認すればよいですか。

仕様書やカタログに記載されておりますのでご確認ください。  
たとえば、ヨーロッパアンノームの場合は「EN13240」との記載があります。  
不明点は販売業者へお尋ねください。

### 【地中熱利用装置】

Q1 地中熱と空気熱を両方利用する空調装置については、補助対象経費をどのように整理したらよいですか。

地中熱と空気熱を両方利用する空調装置を設置する場合、ヒートポンプ等、空気熱固有の設備についての経費は対象外となります。不凍液等を循環させるための配管等、地中熱、空気熱の両方で用いる設備については、全て補助対象とします。

Q2 地中熱利用装置(融雪装置)の設置について、施工箇所の舗装費用は補助対象になりますか。

配管を埋設するための路盤整備及び保護コンクリートの打設は補助対象とします。それ以外の施工は現状復帰を基本とし、舗装にあたる施工を新たに行うものは対象外となります。

現状が砂利敷きを含め、土間である場合、埋設した配管の上に設置するブロック、タイル等の設置は舗装にあたり、補助対象外となります。現状がタイル、ブロックである箇所に施工する場合、その現状に復帰する経費は補助対象とします。

Q3 井戸が既に設置してあり、既設の井戸を利用して地中の熱を採熱することとしたとき、井戸掘削以外の施工(地下水を流す配管等設備の埋設やコンクリート舗装など)を補助対象経費として、地中熱利用装置を設置する事業は補助対象になりますか。

補助対象になります。